静岡県土地利用基本計画の改定について

(知事戦略局総合計画課)

1 概要

平成29年3月の静岡県国土利用計画(第五次)の策定や「内陸のフロンティア」を拓く取組の進展などを踏まえ、本年度、土地利用基本計画の改定を行う。

* 国土利用計画法では、土地利用基本計画は国土利用計画(全国計画・県計画)を基本と するものと規定

2 策定スケジュール(案)

県国土利用計画審議会(8月、11月、3月)の審議を経て、**平成30年3月までに策定・公表する予定**。

時期	内 容	備考
8月7日	第1回県国土利用計画審議会	素案の審議
9月~10月	市町への意見照会	
	国への意見照会	
	県民意見提出手続(パブリックコメント)	
11月21日	第2回県国土利用計画審議会	変更案の審議
3月	県議会常任委員会への報告	
	第3回県国土利用計画審議会(3月26日)	計画案の審議
	計画策定・公表	

<参考>

国土利用計画法 (抜粋)

(土地利用基本計画)

- 第9条 都道府県は、当該都道府県の区域について、土地利用基本計画を定めるものとする。
- 9 土地利用基本計画は、全国計画(都道府県計画が定められているときは、全国計画及び**都道府** 県計画)を基本とするものとする。
- 10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関並びに国土交通大臣及び市町村長の意見を聴かなければならない。
- 14 第 10 項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更(政令で定める軽易な変更を除く。) について準用する。